

## 令和4年度 放課後児童クラブ利用者募集

令和4年4月からの児童クラブ利用者を、次のとおり募集します。募集は年度ごとに行いますので、引き続き利用を希望する方も、改めて申込みが必要です。利用を希望する方は、期限内に必要な書類を提出してください。

### ◆放課後児童クラブとは

就労などにより、放課後、家庭に保護者などがいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るためのものです。

### ◆利用資格

就労などにより、放課後、家庭に保護者などがいない町内在住の小学生

### ◆対象の放課後児童クラブ

	岸本放課後児童クラブ	溝口放課後児童クラブ	八郷放課後児童クラブ
場所	吉長(岸本小学校地内)	溝口(溝口小学校横)	真野(旧あさひ保育所)
定員	80名	40名	25名
開所日時	月～金曜日 放課後～18:30(給食がない日は弁当が必要) 土曜日、長期休業中(春、夏、冬休み) 8:00～18:30(弁当が必要) ※日曜日、祝日、年末年始は閉所		
利用料	○月額 3,500円(おやつ代含む) 2人以上利用する場合、2人目以降は半額(1,750円) ○長期休業中の利用料の加算 長期休業中(春・夏・冬休み中)の利用日数 ×児童1人あたり200円(2人目以降は100円)を加算 (例)8月に兄弟2人で15日間利用した場合 (月額3,500円+1,750円)+(加算額200円+100円)×15日=9,750円 ※別途、傷害保険料が必要		
活動内容	屋外遊戯、図画工作など		

※申込者が定員を上回る場合は、利用が必要な理由等により利用調整を行う場合があります。

※二部放課後児童クラブ(たくしクラブ)の利用申込みは、直接施設(TEL:080-1643-8134)へご連絡ください。

- 申込み 申込方法 申請書類に必要事項を記入して、添付書類とあわせて提出  
 申込期限 **11月15日(月)**  
 申請書類の配布場所・提出先：福祉課、分庁総合窓口課  
 ※申請書類はホームページからダウンロードもできます。



問い合わせ先 福祉課 TEL 0859-68-5534

## 令和4年度

### 就学援助制度について

世帯の所得が基準額以下で、一定の条件に当てはまる世帯の町内小中学校に在学または就学予定の児童生徒の保護者に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助しています。

「新入学児童生徒学用品費等」は、希望により入学前に支給を受けることができます(新小学1年生、新中学1年生のみ対象)。

令和3年度に引き続き支給を希望する方も、年度ごとに改めて申込みが必要です。

#### 対象家庭

- 生活保護が停止または廃止になった家庭
- 児童扶養手当を受けている家庭
- 国民年金保険料の減免世帯
- 町県民税非課税世帯
- そのほか、経済的に困りの家庭など

#### 申請方法

教育委員会、または、きょうだいが小中学校に在学している場合はその学校にお問い合わせください。

#### 申請期限

- 入学前に「新入学児童生徒学用品費等」の支給を希望する場合 **12月10日(金) \*期限厳守**
- 在校生または入学後に「新入学児童生徒学用品費等」の支給を希望する場合 **1月以降～2月15日(火)**

問い合わせ先 教育委員会事務局 総務学事室 TEL 0859-62-0927